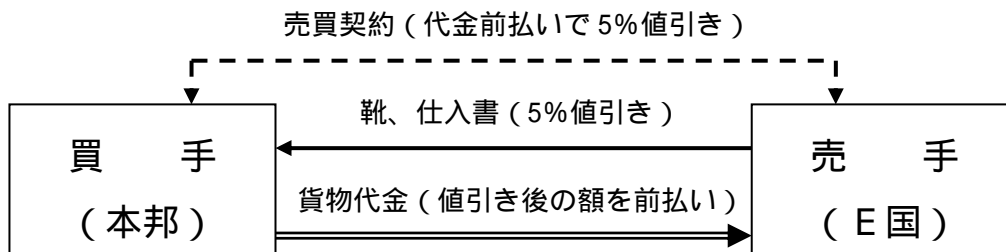


## 1. 貨物代金を前払いすることを条件に与えられる値引き



### 【照会要旨】

当社（買手）は、売手から靴を購入（輸入）します。

売手との売買契約において、輸入貨物の代金を全額前払いすることによって、売買価格から5%の値引きが与えられることが取り決められています。

今般、当社は、値引き後の金額を売手に前払いしましたので、売手から当社宛てに送付される仕入書には値引き後の価格が表示されています。

この場合の輸入貨物の課税価格は、当社が売手に支払った値引き後の価格を現実支払価格として計算することができますか。

なお、関税定率法第4条第2項各号に掲げる特別な事情はありません。

### 【回答要旨】

上記の取引において、値引き後の価格を現実支払価格として輸入貨物の課税価格を計算することとして差し支えありません。

（理由）

「現実支払価格」とは、買手が売手に対して又は売手のために、輸入貨物に係る取引の状況その他の事情からみてその輸入貨物の輸入取引をするために現実に支払った又は支払うべき総額をいい、売手の債務の弁済等の間接的な支払の額を含みます。

上記の取引において、貴社（買手）が輸入貨物に係る取引の状況その他の事情からみてその輸入貨物の輸入取引をするために現実に支払った総額は値引き後の価格であると認められますので、値引き後の価格が現実支払価格となります。

《参考》

売手から与えられている値引きが、関税定率法第4条第2項各号に掲げる特別な事情によるものではなく、輸入貨物に係る売買契約に基づくものである場合で、輸入貨物に係る納税申告の際に値引きが行われることが確定しており、かつ、値引き後の価格が買手により現実に支払われるときは、値引き後の価格が現実支払価格となります。

**【関係法令通達】**

関税定率法第4条第1項

関税定率法施行令第1条の4

関税定率法基本通達4-2(1)

**注記**

この質疑事例は、照会に係る事実関係を前提とした一般的な回答であり、必ずしも事案の内容の全部を表現したものではありませんので、納税者の方々が行う具体的な取引等に適用する場合には、この回答内容と異なる課税関係が生ずることがあることにご注意ください。

(具体的な貨物の関税評価上の取扱いについて輸入申告時の審査の際に尊重される回答を希望される場合には、文書による事前教示をご利用下さい。)